

1882年ドイツ帝国職業 = 営業調査（2）

長 屋 政 勝

II 1882年職業 = 営業調査の成立（承前）

2 調査方式

今回の調査では、先の「規定」第2項にそれが市町村様式（gemeindeweise）によることが明示されている¹⁾。これは調査実施の責任が各地の市町村当局にあることを指す。上述したように、その責任のもとで調査委員会（大きな市町村では複数の調査委員会）が構成され、そこに権限が譲渡されるとされ、そこには市町村構成員とくに当該地の営業関係に通暁した者が選ばれるべきとある。そして、市町村当局ないし調査委員会には実施要綱ともいべき「市町村当局ならびに調査委員会への指示（Anweisungen）」が帝国統計庁から与えられ、調査への共通理解と統一的様式のもとでの調査実施への周知徹底が計られている。

この指示によって調査方式の特徴をさぐってみよう。市町村（調査委員会）の任務はまず当該市町村を適当な調査区に区分けすることにある。これは1調査区50世帯以下を基準に、住民数や場所的特性を勘案し、調査用紙一式の配布と回収がそれぞれ1日内で完了可能となる形で地域区分を行うことである。小市町村や施設（兵営、刑務所、病院、等々）の場合には、それをひとつの調査区とみなしてよいとされる。この調査区それぞれに所在し調査対象となるべき

1) 「§ 2. 調査は市町村様式で実施される。その直接の遂行は市町村当局の責務となり、当局はその一貫した責任のもとで、このための別の調査委員会（比較的大きな市町村にあっては複数の調査委員会）を設立することができる」（Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *Statistik des Deutschen Reichs*, N. F., Bd. 2, 1884, S. 164.）

世帯と営業経営体の事前の照査は、それが調査漏れや重複調査を避け、事後の点検や補完・訂正の拠所となり、調査結果の正確性を左右する重大な要因となる。従い、市町村（調査委員会）は住所録、営業目録、商業目録、税目録、その他資料を活用してその確認を済ませておく必要がある。

市町村（調査委員会）の次の仕事は1調査区にひとりの調査員を張りつけることである。その選別では市町村当局ないし調査委員会の内部の者、および他の然るべき人物が指名されることになるが、そこでは市民の自由意志にもとづく調査への参加が適切とされている。実際には、調査員に指名されたのは当該市町村の中下級行政職員の他に、退職官吏や学校教師、営業体職員、学生であった。市町村（調査委員会）はかれら調査員に事前にその課題、調査区の特徴、住民の個人的ならびに営業上の関係について説明を行う必要がある。

調査用紙の配布から回収までの期間を厳守するよう市町村（調査委員会）は監督しなければならない。その上で、調査員個々人から点検済み調査用紙（調査票と営業調査紙）と管理リストを6月12日までに受領し、10日後の上位官庁への提出期限までの間に必要な点検、補完・訂正、釈明を済ませておかねばならない。

最後に、市町村票の作成がある。これは統計庁からの当該地で採られた調査方式に対する質問や市町村独自の家畜飼育や営業に関する質問へ回答し、調査員からの管理リストを集計することによって調査区ごとの世帯数・住民数・他に住居を有した一時滞在者数、農業を営んでいる世帯数・回収された営業調査紙数を計上し、責任者の署名が添えられた1枚の表式である。

この市町村票の作成が完了すれば、調査員から届けられた調査用紙一式と管理リストとまとめて、小市町村（人口2,000人以下）は6月22日まで、それ以外の市町村の場合には7月5日までに上位官庁たる県庁に一括送付することが定められている。

次に、市町村（調査委員会）の主導のもとに実査に当たる調査員であるが、その任務は「調査員への指示」にあるように、いうまでもなく調査用紙の配布

と回収である。既述のように、調査用紙としては書式Ⅰの個人職業調査と書式Ⅱの農業経営調査を含んだ全4ページにわたる調査票ならびに裏表1枚の営業調査紙の2様が用意されている。これには別途、被調査者に対する調査書式に関する「調査書式への記入手引 (Anleitung)」が添えられている。市町村 (調査委員会) から受け取ったこの用紙一式は調査員によって6月1日正午から4日正午までの間に各世帯に配布されるが、その際、調査員は居住家屋、家屋内世帯、単身世帯、共同経営者や被雇用者、また蒸気罐や動力伝動をもった営業経営、あるいは通常は住居として使用されていない建物に寝泊りしている個々人や世帯、これらのどれをも見落とすことのないよう細心の注意を払うべしとされ、調査員に調査漏れ防止に配慮するよう促している。

文字記入による自己申告 (Selbstangabe) を原則とし、個人職業票には世帯主が、営業調査紙には営業経営者が記入し署名することになっている。しかし、場合によっては調査員が被調査者からの口頭申告を替って調査用紙へ記入することもありえるとする。

記入済み調査用紙は6月5日12時以降に回収され、同日夕刻には終了するとされる。しかし、それが不可能な場合には7日までの延期が認められている。回収に際しては、調査員によってその場で記入内容が点検され、必要な補完や修正が行われなければならない、また個票に署名があるかどうかを確かめられなければならない。

個票の点検が終了すれば、最後に管理リストの作成が仕事として残る。これは調査員各自が用紙配布時に担当区内のすべての建物をその家屋番号と種類 (住宅、工場、倉庫、等々) で区別してとり挙げ、そのおのおのに関しその中の世帯ごとに世帯主の姓名と職業・地位を記載した1枚の表式である。調査用紙の回収終了後、調査員は記入済み用紙の記載内容にそくして、各世帯の現住者・一時不在者・一時滞在者の数を記入し、また農業経営調査票が関連するか、営業調査紙が配布され回収されたかどうか、さらに調査に際して生じた不測の事態 (例、居住者が不在) につき注記欄に表記しなくてはならない。調査員の

著名が入った管理リストは先の調査用紙一式とともに6月12日までに市町村(調査委員会)へ届けられる。

被調査者には既述のように「記入手引」が手渡されている。それによれば職業調査票は6月5日(水)の午前中に記入を済ませ、正午から始まる回収に備えておくべきとされる。調査票に記入されるべき者はまずその枠Aで6月4日から5日にかけて世帯構成員として居住した者(ここには家族構成員のみならず身内や家内奉公人、下男や女中も含まれる)、および例えば客としてそこに一時滞在した者とされ(この場合には、他所での住居・寝所の有無、有であればその住所を添える)、要するに6月4日夜から5日にかけての世帯内現住人口が載せられることになる。同じく枠Bには世帯構成員でありながら諸事情のため4日夜に不在であった者がいれば、その予想滞在地と不在理由を添えて記載される。

人口調査とは異なった職業調査であるため、詳しい申告は14歳以上人口と13歳以下であっても賃金のために就労している人口に限定され、13歳以下人口は性別表示をとまって単にその総数が表示されるだけである。

世帯内に農業経営に従事している者がいる場合には、職業調査票の裏面にある農業経営調査にも申告しなければならない。この場合独立自営農家はいうに及ばず、例えば借地、用益権地、代理管理地、または奉公人や労働者、また日雇労働者などに賃金の一部として貸出され耕作されている耕地も対象となり、農業の営まれている一切の土地がその利用者のもとで悉皆把握されることになる。

同じく、世帯構成員に独立営業経営者がいれば、その者には職業調査票とは別に営業調査紙(=商工業調査紙)が渡される。ただし、この場合、被雇用者ではなく、その限りでは自立はしている営業経営者であっても、それが外部的に知られた営業制度のもとにはなく、また共同経営者や被雇用者をもたず、かつ営業用の動力機ももたない単独の零細営業従事者の場合には(例、顧客の家に向いて仕事をする縫工人や洗濯女、洋服裁断師や靴屋)、今回の商工業調査の対象からは外され、単に職業調査票への記入だけで済む。後に詳述するよ

うに、あくまで就業者と営業手段において営業体としての一定規模をもった部分が対象になっている。

「手引」には実に細かな記入要領が具体的事例をふんだんに含んで示されている²⁾。これを通じて個々の調査項目への的確な回答は当然のことながら、とくに商工業調査における営業体の調査漏れと重複調査を極力回避することへの協力が被調査者の側にも要請されているのである。しかも、故意の虚偽申告や申告拒否に対しては30マルク以下の罰金が科せられるとある。

以上、「指示」と「手引」から調査方式をみる限り、今回の調査では調査側の地方当局（市町村と調査委員会）と調査員の役割を明確に規定し、かつ被調査者にも申告要領をきめ細かに示すことによって、実査段階の混乱と誤謬を回避し可能な限り正確性を保持しようとしている。この点でかつてみられなかった慎重な配慮が読み取れる。

III 職 業 調 査

1 個人職業調査

今回の1882年調査のメインとなる調査が「個人職業調査」である。これは全4ページの調査票の2-3ページをとったものであり（調査票の1と4ページには調査票番号、世帯住所、記入者署名、項目説明があり、さらに4ページの下段には農業経営調査票が載っている）、いうまでもなく全就労人口をその就業分野別、従業上の地位別に調べ挙げ分類するものである。しかも、家内奉公人や就業者に扶養されている家族身内、さらに職業修養中の者や失業者、施設収容者をも同時に計上することによって全人口の社会経済構成の把握を可能にする統計となっている。

2) 71年調査の反省点として調査の手引作成の不十分さが挙げられていた。「今後の調査において比較可能な結果を得るためには、調査に際しての職業欄の記入への、また総括に際しての各職業種の配列への正確な手引が不可欠なものとなる」(Die Volkszählung im Deutschen Reiche vom 1. Dezember 1871, St. d. R., Bd. 14, Theil 2, 1875, S. VI. 192.)。82年調査はこの点をふまえ、可能な限り具体例を挙げた入念な手引が準備された。これは調査や総括に際して多くの誤謬と混乱を回避するに役立ったといわれる。

これは、「A. 1882年6月4日夜から5日にかけて世帯、それに付属する場所に居住するすべての個人の名簿 (Verzeichnis)」(全20項)と「B. 世帯からの一時不在者の名簿」(全19項)の2枠から構成された調査票である(附録Iの「個人職業調査書式」を参照)。ここには14歳以上の世帯居住者、また13歳以下であっても賃金のために就労あるいは雇用されている児童に対して、申告項目として初め姓名・世帯主との続柄・性・年齢・家族関係・宗派の人口調査と同じ7項目が設定されている。これは職業関係項目とのクロス分類のための基礎枠となるものである。その後に職業調査本来の調査項目として調査票にある8から15まで、さらに16の計9項目の申告が課せられている。

「職業、身分、生業、営業、業務、あるいは生計分野」が欄8-15全体にまたがる題目であり、世帯構成員全員の職業関係の有無／有の場合のその内容、ならびに農業経営また商工業経営との関わりが調べられることになる。

まず、欄8では世帯主と世帯内の職業従事者それぞれが、「唯一のあるいは主たる職業活動・就業・収入源となっている職業・身分・生業分野・生計分野」を挙げるものとなっている。ここではあくまでも主職業が問題とされ、従い主職業をもたない者や副次的な就業者はこの欄に記入する必要はなく、それには欄12が用意されている。主職業には下のような記入指示がある。例えば、農業部門では次のようになっている。

農場所有者・借地人・支配人・管理人、他の被雇用者や日雇労働者、下僕・下女、等々が具体的職業であり就業身分である。さらに、就業してはいないが同居家族身内であれば、それを明記する。農業経営に附随する手工業的な作業の就業者(例、鍛冶屋や車大工など)は「農業における」をつけ加えなくてはならない。

また、商工業部門においての記入例は以下のようにになっている。

営業経営者・手工業者・工場主・商人、親方・職人・徒弟、工場労働者・鉦夫、出張店員・帳簿掛・店員、その他の被雇用者、こういった職業や身分のもとにある者は該当する手工業や製造、採鉦業、商業の個別分野を示す。水夫や漁夫の場合には「海上」、「海岸」、「内陸水路」を加えその就業場所を示す。

さらに、以下のような具体的指示が続く。

役員・職員・会計掛・書記などはその職務・勤務・業務分野の種類を挙げる（あるいは個別省庁名や業務施設名を記入する。欄9にはその職分を添える）。現役軍人の場合には「現役」としてその階級を挙げる。

日雇労働者や手労働者の場合には、主としてかれらが就労している営業・業務・作業分野の種類（例、農場や果樹園での作業、森林作業、鉄道作業、道路作業、港湾作業、等々、また家内作業において）を挙げる。また、この層では主たる職業をもたずさまざまな作業分野で様々な仕事に就いている者が多いが、その場合にはそのうちの主たるものを挙げる。

奉公人・下僕・女中といった層の場合には、その多くが農業や他営業で、また家内での奉公人として就業している。こうした者が部分的に営業活動、部分的に家内労働に従事することがある。その場合には、その双方が記され、主たる仕事は主職業として欄8に、他の仕事が副業として欄12に記入される。

収入ある職業に就いていない世帯主や独身者、財産収入や利子・年金、社会扶助で生活している者はその旨を明記する（例、終身年金生活者、公的扶助受給者）。退職した役人・職員・士官の場合にもそれを付記する。また、寡婦にあっては現在の就業があれば、あるいは他の収入源（例、寡婦手当）があれば、それらを挙げる。

設定された質問は「主たる職業分野の正確な名称」であり、ここでは個々人の職種が問われている。しかし、職業という概念が今日のように明確に限定されていない当時であって、生業や生計、身分や就業といった類似用語と併記され、それらとのかかわりを申告するものとなっている。これを通じて、ともかくも個々人の生活の糧を支える活動を答えさせようとする意図がうかがえる。だが、これが厳密な意味での職種区分とはなっていないことは、見本で示された記入例からも看取できる³⁾。すぐ後で述べるように、これは産業分類と職業分類が混合されていたために起こった結果である。

欄9は「主たる職業分野での地位」であり、現代風にいえば「従業上の地

3) 例えば、見本では「8農業・9被雇用者」や「8タバコ工場・9女工」といった記入例が示されているが、8欄には職種ではなく産業分野が挙げられている。Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, a. a. O., S. 166.

位」を問うものとなっている。実際には、この欄は前欄8と密接な関連にあり、「パン屋親方」や「パン屋職人」、また「日雇農業労働者」や「タバコ工場女工」といった単一表記でその双方への回答を満たすことがある。従い、欄8の記入だけからはその職業での地位、当人の業務関係や労働関係・雇用関係が不明瞭な場合に、さらに欄9への申告が課せられることになる。そこでは大きく分けて、当人が自立しているか (selbständig) / 否かを類別することが問題とされ、自立している場合には、①所有者や企業家、または親方や業務指導者といった旧来の営業表で「業主」とされていた層、①'自宅において「他人の勘定のため就労している」(für fremde Rechnung arbeitend=afr) いわゆる家内工業の従業者層、この2つがあるとされている。他方、そうでない非自立層としては②管理人・監督・差配人・会計掛・店員といった商工業での中間管理職や専門職、さらに③商工業での被雇用者一般、手工業での職人・徒弟、また工場労働者・鉦夫、農業などでの下僕・下女といった広義の労働者階級に分けられるとしている。結局、ここでは、一方の所有者階層と他方の無産者階層、そしてその中間階層という3階層区分が施されている(この地位分類については後に再び戻る)。

欄10と11は各人が独立営業者として経営に当たっているかどうかを申告させるものとなっている。この場合の営業は商工業・流通業・サービス業全般にまたがる広範な業種を含む。かつての営業表が扱っていた対象領域をカバーしている。そこでは当人が先の主職業を、イ) 経営者として被雇用者や労働者をかかえて遂行しているか(これに恒常的に就労している家族身内や奉公人がいれば、それをも含める)、または共同所有者を持っているか、またロ) 営業手段として基礎的動力で動く作業機や(1879年以降) 台帳に登録されている化学・精錬用蒸気罐、また蒸気機関や蒸気船の所有者であるかの2点を問い、これに対して是・非でもって答えることになっている。これの双方、あるいは一方に是と回答した者は営業経営者とみなされ、別途の営業(=商工業)調査紙に対する申告がさらに要求されることになる。同じ設問が欄14と15にあり、そ

ここでは副業でありながらも営業経営者として就業している場合が同じように調べられる。

欄12と13は個々人の副業を問うものとなっている。すなわち、主職業をもたないか、あるいは主職業のかたわら主婦や身内、年金・利子生活者、老人、等々による、定期的ではあるが副業として、しかもそれが主たる生計源とはなっていない就業が記入される。ここで多いのは副業として農耕に従事している者、また世帯の商工業経営における本来的な被雇用者ではなく補助的業務に就労している者とされている。

職業関連項目の最後に欄16があり、そこでは「以前の職業」として、(a) 高齢・傷害・疾病のため就労不能となり現役を退いた者であれば、その以前の職業を記入し、(b) また寡婦であればその夫のかつての職業を、さらに当人が以前に就労していた場合にはそれをも記入することとなっている。

2 職業分類と地位分類

職業分類には1875年営業調査時に用意され、その後いくつかの修正を容れた分類コードが利用された。これには無職者・無申告者枠 (F) を別にして、以下の A から E までの 5 主要部門・23グループ・145職種が盛り込まれている (括弧内の数字は職種数を表す)。

- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| A. 農業、畜産業と園芸業、林業、狩猟と漁業 | C. 商業と運輸業 |
| 1. 農業、畜産業と園芸業 (3) | 18. 商業 (8) |
| 2. 林業、狩猟と漁業 (3) | 19. 保険業 (1) |
| B. 採鉱業と精錬業、工業と建築業 | 20. 運輸業 (10) |
| 3. 採鉱業、精錬業、製塩業、泥炭採掘業 (5) | 21. 宿泊と保養 (1) |
| 4. 土石業 (9) | D. 22. 家内奉公と各種賃労働 (2) |
| 5. 金属加工業 (11) | E. 23. 軍務、宮廷勤務、公務と教会勤務 いわゆる自由業 (7) |
| 6. 機械、道具、器具、装置 (8) | |
| 7. 化学工業 (6) | |
| 8. 林業の副産物、発光体、脂肪、油、 | F. 24. 無職者および無申告者 (8) |

- ワニス (5)
- 9. 繊維業 (13)
- 10. 製紙業と製皮業 (6)
- 11. 木材と木片 (9)
- 12. 食糧品と嗜好品 (12)
- 13. 衣服とクリーニング (11)
- 14. 建設業 (10)
- 15. 印刷業 (3)
- 16. 工芸と工芸営業 (1)
- 17. その他 (1)

ここで、職業分類はその前段に産業部門区分と営業分類をおいている。産業部門とは、これまでの営業表にあった商工業と運輸業（BとC）に新たに農業や非営利部門（AとD・E）を加え、さらに産業外人口（F）を添えて全経済分野を網羅・区分したものであり、営業分類とは営業表の伝統を受け継ぎ営業経営をその生産物と経済活動の独自性をもとにグループ分けしたものである。そして、職業統計が問題とする個人の経済活動をこの産業部門ならびに営業グループのいずれかに帰属させ、それを職業種として細目分類にかけるものとなっている。例えば、B部門・グループ9にある「繊維業」では、以下のような13の経済活動が職種としてとり挙げられている（左端の数字はグループ内の通し番号）。

- 45. 織物用繊維調製
- 46. 紡績・麻扱・巻揚・糸巻・糸撚・詰綿製造（家内経営として）
- 47. 同上（工場経営として）
- 48. 織物（含、家内経営としてのリボン織物）
- 49. 同上（工場経営として）
- 50. ゴムと毛の編物と織物
- 51. 編物と織物・靴下製造（家内経営として）
- 52. 同上（工場経営として）
- 53. 鉤針編物・刺繍・レース製造（家内経営として）

- 54. 同上 (工場経営として)
- 55. 全種類の織物用繊維・撚糸・織物, および布地の漂白・染色・捺染と光沢仕上
- 56. 縁飾製造
- 57. 網製造とロープ製造, さらに網・帆・袋などの製造

職業統計にあってはあくまでも就業者個々人の経済的屬性としての職種が問題となるはずである。従い、産業分類や営業分類とは別様の分類基準が準備されねばならない。しかし、職業自立と職種分化の未成熟なこの段階では、細目分類においても個人の職業を前面に出した職種区分にまでは進んでいない。今回の調査では職業を包摂する営業を先行させ、まずは旧来の営業分類の枠組みを軸にそれを産業分類に拡張し、産業枠の内に個々の職業を配列したものが用意されている。従い、ここでは営業分類を産業分類に拡大し、そこから分化してきたものとして職種区分が捉えられている。この点で、職業分類といいながら職種分類には届かず、営業分類が核となっている。作成当事者も認めているように、この営業分類がただひとつの原則によって貫かれることはない。これには製品素材別・労働別、また使用目的別区分が絡み、これまでもさまざまな試みが提示されてきている。たしかに、営業分類こそはこれまでのドイツ社会統計における営業表作成の長い経験をふまえて獲得されたものであり、関税同盟統計拡充委員会、とくにその営業統計小委員会は多くの専門家の叢智を結集してそれまでの営業表における分類を整理統合し、1872年調査用の営業経営分類を作成していた。この段階では営業区分が職業区分をカバーすることができた。82年調査でもその分類を上のBとCに活かし、さらにこれまで営業表からは外されてきた農業部門、採鉱・精錬・製塩・泥炭採掘業グループ、非営利部門、無職者層を加えることによって産業分類に膨らませ、その上でその中に全職種を包括しようとしたものである。とはいえ、組織としての営業と個人の属性としての職業とは別概念である。上の分類はこの両者が分化していない段階の産物であり、従い職業分類として未完成なものであることは否定できない⁴⁾。

4) この点に関する鋭い批判は、R. Meerwarth, Über Beruf und Berufsschema, *Zeitschrift* /

この当時は職業には二義性がもたされ、「主体的意味での職業」と「客体的意味での職業」が語られていた。前者は生計をまかなうための個人々の特殊経済活動、つまり狭義の職業、後者はひとつの共通目的のために統合されたさまざまな経済活動の全体、つまりは営業ないし経営のことであり、この二つが同じ言葉で表示されていた⁵⁾。小規模の手工業生産が産業部門を支配していた段階にあってはこの両者は統合されている。しかし、大規模な工場生産が発展するにつれ職業と営業とは分離してゆき、一営業（経営）内にさまざまな職業従事者が協働することになる。例えば、ビール醸造工場では本来の醸造職の外に指物や樽製造、運搬、会計や販売といった業務に携わる者がかかわってくる。従い、営業からみれば醸造業という業種であるが、職業面からすればそこには異種の職業が複数混在することになる。19世紀80年代にはいまだ手工業や家内工場が広範に残存していたとはいえ、職業と営業は区分されるべきであり、職業調査には先の「主体的意味での職業」を網羅する分類コードが必要である。この二義性を払拭できず、営業分類の枠内でしか職業分類を示しえなかったところに、今回の職業調査のもつ制約のひとつが看取されよう。

次に問題とされるのは先に触れた「業務関係、労働＝、あるいは雇用関係」、つまり職業あるいは業務上の地位分類である。ここではまず、当該者の立場が自立したものか／否か、これが分類の前提におかれ、前者が業主（a）としてとり出され、非自立層がさらに中間層（b）と広義の労働者層（c）に2分され、結局、次の3区分が提示されることになる。

- a. 業主：土地所有者、所有者、占有者、共同所有者または共同占有者、借地人、永借人、分益借地人、手工業親方、企業家、監督者、管理者、業務指導の管理人、

、des Königlich Preussischen Statistischen Landesamts, Jg. 54, 1914, S. 371, によって提示されている。この欠陥はその後の調査でも埋められず、第一次大戦後になって本格的な職業分類作成の試みがみられることになる。R. Plate, Die Berufsstatistik, *Die Statistik in Deutschland nach ihrem heutigen Stand*, hrsg. von F. Burgdörfer, Bd. 2, Berlin, 1940, S. 655.

5) E. Mischler, Beruf und Berufsstatistik, *Wörterbuch der Volkswirtschaft*, hrsg. von L. Elster, Bd. 1, 1898, S. 345, F. Zahn, Beruf und Berufsstatistik, *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 2, 1909, S. 793-94.

- 農業や商工業での他の各種指導者, 他人の勘定のため自宅で就労している者
- b. 上級管理職員および監督職員, 会計職員と事務職員: 業務指導的ではない管理者と監督者, および業務指導的ではない他の職員, 学問的・技術的な修養や商人としての修養を積んだ管理職員や監督職員, 業務代理人, 支配人, 会計掛, 簿記掛, 出張店員や注文取, 経営に雇われている計算掛や書記
- c. その他の被雇用者: すべての当該職業の就業者 (含, b には属さない監督, 職工長, 工夫長)

農業での下男・下女, 羊飼いや牧童, とくに日雇農業労働者

採鉱業での坑夫や鉱山労働者

手工業での職人や徒弟, 工場での工場労働者

商業での店員や女店員,

各種営業における車力, 下働き, 賃金労働者と日雇労働者, 奉公人,

家長の職業に従事する家族就労者 (とくに農業において)

農業での被雇用者として園芸労働者や園丁, また鍛冶屋や車大工などの手工業者

これは人口センサスでも採用されてきた慣習的な3区分を踏襲しながらも, それにより細かい規定を盛り込んだものとなっている。a. 土地や工場の所有者・経営者・業務主導者 (指導的管理者) / b. 中間管理職・専門職 / c. 被雇用者・労働者といった区分でみれば, これは当時の社会的階級構造を大体のところ反映しているといえる。ただし, 手工業親方や家内工業主が a の業主層に入っており, これらすべてが果たして実質的な経営者層といえるかは問題の多いところであり, 厳密な階級区分とはなりえていないうらみは残る。

この3区分は旧来の営業表の不明瞭さを批判する中からうみ出されたものである。1861年関税同盟営業表では手工業者表では親方 / 職人 / 徒弟, 親方または店主 / 職人 / 徒弟, 店主 / 職人 / 徒弟といった区分が混在し, また工場表では経営者数の表示はなく工場数が工場主数に該当するとされ, 管理者・監督者 / 労働者という区分が採用されていた。しかし, この管理者の所属が経営主層か被雇用者層かについては明確な規定がなかった。このように, 就業者の階級区分という面では不十分な表示しか残さなかった。これは当時の営業表が直接調査ではなく, 既存の税務記録を資料源にしていたその制約からくるものであ

る。しかし、実態的には旧体制の身分制度が崩壊し、土地と資本の所有・非所有を軸にした新たな階級関係が出現しつつあった。このことはすでに少なからずの識者の看取するところであって、例えば、プロイセンと関税同盟の営業問題に精通していたフィーバーンの分析に拠れば、すでに60年代初めに、貴族・市民・農民というこれまでの社会構成についての基本分割は意味を失い、これからの市民社会では職業身分(Berufsstände)が事実にくつした区分基準になるとみている。そこでは、①「上層階級」に土地貴族・商工業や国務での指導者層、②「中間身分」に営業者・商人・公務員、③「庶民層あるいは労働者階級」に小市民・農夫・労働者が属するとされ、この③が数量的には人口の主要部分を占め、その公正感と秩序意識にこそドイツ民族の存続と進歩が依拠しているとする。しかも、資本主義的経済発展は②の中に工場での営業身分(Gewerbestände)の分化をもたらし、一方の工場主と他方の労働者を対極としながらも、その中間身分として技術者・帳簿掛・出納掛・出張店員・監督者といった層の形成と増大をもたらすとみる⁶⁾。こうした人口の階級3区分が統計表示に活かされるには時間がかかるのがふつうとはいえ、営業統計を直接調査によって作成する段階を迎えては、旧態依然の分類基準はもはや問題にはならない。

関税同盟統計拡充委員会の検討はこうした階級区分を受け入れ、これが72年調査の構想では多くが手工業形態にある小経営の場合には、業務所有者／その他、また工場とよばれる比較的大経営の場合には、業務所有者／支配人・監督者・帳簿掛／その他、に区分されている。その他というのは上述した職人・徒弟、被雇用者全般や労働者を指す。82年調査はこの後者の3区分を踏襲し、さらに詳しくそれぞれの地位区分を規定したものである⁷⁾。

6) G. v. Viebahn, *Statistik des zollvereinten und nördlichen Deutschland*, Teil 2, Berlin, 1862, S. 302, 322, Teil 3, Berlin, 1868, S. 518.

7) ヘッセはこれを業主／職員／労働者の3大区分とする。A. Hesse, *Beruf und soziale Gliederung im Deutschen Reiche, Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 95, 1910, S. 722. ツァーンもこれと同じ区分を採る。ただし、本来の社会階級区分には、さらに教養と所有=所得関係が加味されねばならなく、これはあくまで職業における社会構成区分に留まるとみなす。ノ

しかも、今回は初めて農業部門が営業に加えられた結果、農業経営での入り組んだ就業関係をくみ挙げ、下のようなより複雑な分類が準備された。独立自営農民層 (a) の中にあって、さらに賃労働者を雇い農場経営者として活動している層 (aT) を別に析出し、かつ農業労働の担い手を3区分したものである。

- aT. 自立して農業経営を営み、同時に農業での日雇労働場 (Tagelohnerei) を営んでいる者
 - c1. 家族身内
 - c2. 下男・下女、その他の被雇用者
 - c3. 日雇労働者と小屋番

さらに上でみたように、いまだ各地に残存している繊維業にみられる家内工業形態の営業ではその業主が産業部門Bにおいて、

- afr. 他人の勘定のため自宅で就労する営業経営者

とされ、業主層の中で特別に分類計上されている。上でみた繊維業中の46・48・51・53項に「家内経営」(Hausbetrieb) とあるのはこれを指す。関税同盟統計拡充委員会の審議においても、この家内工業をどのような標識で炙り出すかは大きな問題とされていた。しかも、その多くが問屋制下の農村手工業として営まれていたが、それを小経営の場合には「工場商人または工場問屋」といった他人勘定のためか、またかれらからの「原材料や主要道具」の提供があるかどうか、また比較的大経営の場合には、逆にその傘下にある独立営業経営者の有無、この二面から調べようとした。今回の調査ではそれらを一本化して、全経営に対し afr という質問項目を設定しその実態を把握しようとするわけで

、F. Zahn, Berufliche und soziale Gliederung des Volkes, *Die Statistik in Deutschland*, hrsg. von F. Zahn, Bd. 1, München u. Berlin, 1911, S. 17, 21. また、ボルクトの分類では、これが「社会的3階梯 (Stufe)」とされ、業主／非指導的職員／被雇用者ならびに労働者に区分されている。R. v. d. Borcht, *Beruf, gesellschaftliche Gliederung und Betrieb im Deutschen Reiche*, Leipzig, 1910, S. 39-40. いずれも、その区分された内容では同じである。

ある。

3 総括表

この調査結果には次のような3つの総括(=概括)が予定され、帝国統計庁によってその書式が用意され、実際の作成は各国政府に委ねられ、その作業にはそれぞれの国の統計中央部署(=統計局)が当たり、かかった費用は国家予算の中から補償されることになる。

- ① 諸国家、大行政区、さらに人口数別の全土の5地域区分(1880年調査の結果にもとづいた人口10万人以上の大都市、10万-2万人の中都市、2万-5,000人の小都市、5,000-2,000人の農村都市、2,000人未満の農村)における職業・生業(主職業ならびに副業)別人口分布
- ② 国家人口の性・年齢・家族関係と主職業との関連
- ③ 国家人口の中の非健常者と寡婦

このうち、①が今回の職業調査の主結果表であり、これは、以下の分類によって性別を伴った就業人口をまず主職業・副業別に、さらに個別副業分野別分類を加え、かつ地域区分と職種・地位別区分をとり入れて表示しようとするものである。

主職業別人口

就業者 副業なし

副業あり(産業部門AからEまでの区分あり)

主人の世帯で家内奉仕のための奉公人(含、個人サービス、除、農業あるいは商工業での奉公)

一般的に就業していないか、副次的にのみ就業している世帯身内(14歳以上/13歳以下)

副業を有した者の副業分野別分布

独立して農業を営んでいる者

産業部門A・B・Cにおける他の業主

産業部門A・B・Cにおけるすべての被雇用者、労働者と日雇労働者、産業分野Dにおける就業者

産業部門Eにおける就業者

無職ないし職業申告なしの世帯主と業主、さらに部門Fにおける施設収容者
家内奉公のための奉公人 (含、個人サービス)

副次的にのみ就業している世帯身内

この分類コードは主職業別人口において総人口の就業・不就業関係を捉え、就業者の職種分類と、とくにその副就業の実態を詳細に描き出すことを目的にしている。副就業がまずは産業分類、ついで地位分類、この2面から捕捉されていることにそれが現れている。この地域分類は上述のように各国の大行政区と住民数別5地域区分である。

②は就業・不就業別人口と性別・年齢別 (8区分)、および家族関係別 (未婚者と離別者、既婚者、寡婦) 区分をクロスさせた表である。③は高齢・傷害・疾病のため就業不能となった者の以前の職種と労働・雇用関係別人口を年齢 (7区分)・性別とクロスさせたもの、および現在は寡婦である者を死亡した夫の以前の職種と労働雇用関係別に、しかも就業中か／不就業あるいは副業に就いているかの区別を加え、その年齢別 (6区分) 分布をとったものである。これは冒頭に述べた今回の調査の背景にあった社会政策上の基礎資料獲得のための概括表である。

以上3様の概括表作成を遂行した国家は、その①を1883年4月1日まで、②と③を6月1日まで帝国統計庁へ発送すべしとされている。ただし、これを実際に自国の責任において作成した国家はプロイセンやバイエルン、またザクセンやヴェルテンベルク、バーデンやヘッセンといった10国に限られ、他の16国はそれを帝国統計庁に委託している。

また、①の詳細化として、④「小行政区ごとの主職業別人口」が作成されている。これは9月1日までに作成・送付されるべしとなっている。この小行政区とはプロイセンの場合の郡であり、各国のそれに相当する中位の行政管区のことである⁸⁾。

8) 1882年職業調査の結果は『ドイツ帝国統計』(新シリーズ)で以下のように公開されている。ノ

さらに、上の4つの総括表とは別にひとつの重要なクロス表が後日帝国統計庁から作成・公表されている。この職業調査によって職業構成面からみたドイツ国民の構造的特徴を把握することが可能となる。すなわち、職業調査項目の就業分野（＝職種区分）と職業上地位分類をクロスさせることで、全国民の階級構成が概括可能になるということである。1882年職業調査は全国民を対象にした「職業区分と職業地位」表を作成することによって、いわば階級構成表といえるものを提示している（附録Ⅱの「職業区分と職業地位」を参照）⁹⁾。

上の主結果表①をベースにして、この表はまず表頭に ① 職業就業者、② 家内奉公人、③ 世帯身内（非就業か副業従事者）の欄を設定し、すべてを職業帰属者としてとり挙げ、表側にはA I. 農業・畜産業・園芸業、A II. 林業・狩猟・漁業、B. 工業（含、採鉱業・建設業）、C. 商業・運輸業（含、旅館業・飲食業）、D. 賃労働と家内奉公、E I. 軍務と軍政、E II. 国家・自治体・教会勤務といわゆる自由業、F I. 無職者と無申告者、F II. 職業準備と修業中の者および施設収容者、この6部門区分を設け、そのおのおので該当する職業地位区分（上記のa, b, cの一般的区分、これに農業におけるaT, c1, c2, c3、さらに繊維業でのafrの地位区分が加わる）を取り入れ、4,522万人強の国民ひとりひとりを該当する枠目に配置できる図式を用意している。

これによって、全国民が就業者か非就業者で分けられ、後者はさらに就業者の家族身内・世帯内奉公人か、修業者・無職者・施設収容者かに区分けられ、職業との関連において国民全体の悉皆把握が遂行されることになる。もちろん、人口センサス結果によってもかかる構成表作成は可能である。職種と地位分類が設定されているからである。しかし、職業調査によれば、国民の営業活動の

①は、Berufsstatistik der Staaten und größeren Verwaltungsbezirke nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 4, 1884, ②, ③, ④は、Berufsstatistik nach der allgemeinen Berufszählung vom 5. Juni 1882, *St. d. D. R.*, N. F., Bd. 2, 1884, として出版されている。さらに別に15大都市それぞれとそれら全体の職業別人口が、*St. d. D. R.*, N. F., Bd. 3, 1884, に掲載されている。

9) *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*, Jg. 6, 1885, S. 4-5.

拡充期が対象になっている、地位分類において人口センサスよりより細かな区分設定がなされている。こうした点ではるかに充実した階級構成表が獲得可能となる。これはセンサスとしての職業調査をもって初めて可能となるものであった。この点を指して、例えば、リュームリンはこの構成表の意義を「就業には多様な相違とその亜種や形態があるが、それらにそくして全社会構成 (die gesammte Gliederung der Gesellschaft) が表示された」ものとして高く評価する。人口の職業調査は官庁統計の最大の難問であり、その解決は長い間の切なる願望であったが、この1882年調査は少なからずの調査漏れを含んでいるにせよ、これまでの最も合理的かつ最上の成果であるとし、「完全性において、またおそらくは信頼性においてもどのようなヨーロッパ諸大国の職業調査といえどもドイツの職業調査には較べようもない」、さらに「社会的職業構成と生業構成について、いかに多くのこれまで知られていなかった開示と、いかに価値多き開示とが職業統計に負っているかという点が十分に示された」と称賛している¹⁰⁾。

たしかに、国民の社会経済構成 = 階級構成表の作成は職業面からする国民の社会経済的属性の全容を把握したものであり、一面で統計が社会構成体の基底に届いた証とみなすことができ、別面からすれば国家当局による国民諸階級・階層の実勢掌握が成立したともいえ、こうした点で画期的な意義をもつと考えられよう。

10) G. Rümelin, Die Bevölkerungslehre, *Handbuch der Politischen Oekonomie*, hrsg. von G. Schönberg, 2. Aufl., Bd. 2, Tübingen, 1886, S. 932-33, 938.